

法科大学院評価基準要綱の主な改定内容

1. II 評価基準について

該当箇所	改定後	改定前	改定理由等
基準 1－2 (基準 2－3 を 基準 1－2 へ移動)	<u>基準 1－2</u> <u>法科大学院の目的に則し</u> <u>た人材養成がなされている</u> <u>こと</u>	基準 2－3 (重点評価項目) 法科大 学院の目的に則した人材養 成がなされていること	4 巡目での基準 2－3 は、司法試験合格状況等 の結果及び修了生の動向を基礎として分析する ものであるが、領域 2 (法科大学院の教育活動 等の質保証) においては、自己点検・評価の体 制及びそれを踏まえた改善・向上のための取組 等教育活動の質保証に関する基準から構成され ることが望ましいことから、司法試験合格状 況、修了生の進路等の法科大学院における人材 養成の状況は、法科大学院の現況を示すもので あるため、領域 1 「法科大学院の教育活動等の 現況等」の基準 1－2 として再配置することに した。また、司法試験合格率等の現況に対する 課題の認識とそれに対する対応状況を含めた各 法科大学院の自己点検・評価の実施状況等につ いては、新基準 2－3 (教育活動等の状況につ いての自己点検・評価に基づき教育の改善・向 上の取組が行われていること) において分析す ることとし、引き続き重点評価項目とされるも のと整理した。そのため、司法試験合格率が低 く、この点に関する課題の認識及び対応状況が 適切でない場合には、引き続き、重点評価項目 としての新基準 2－3 を満たさないものと判断 されるものである」

基準 1－3	<u>基準 1－3</u> 教育活動等を展開する上で必要な教職員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	上述のとおり、基準 2－3 を整理したことに伴い、基準の順番を一つ繰り下げたもの。 また、令和 4 年度大学設置基準改正により、教育研究実施組織等にかかる第 7 条第 3 項において、「専属の教員又は事務職員等」として、教員と事務職員等の関係や組織の機能が一体的に規定されたことへの対応。 (当機構における「大学機関別認証評価_大学評価基準」に準じた修正)
基準 1－4	<u>基準 1－4</u> 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	上述のとおり、基準の順番を一つ繰り下げたもの。
基準 2－3	<u>基準 2－3</u> (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	基準 2－4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	4 巡目での基準 2－3 を整理し、基準 1－2 へ移動することに伴い、順番を一つ繰り上げたもの。

該当箇所	改定後	改定前	改定理由等
基準 2－4	<u>基準 2－4</u> 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	基準 2－5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	同上
基準 2－5	<u>基準 2－5</u> 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること	基準 2－6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること	同上
(各基準における) 基準の判断について	<u>削除する。</u>		当機構における「大学機関別認証評価_大学評価基準」に準じた修正 (→各基準における基準の判断については、「自己評価実施要項」に記載)

2. III 評価の実施体制及び方法等

該当箇所	改定後	改定前	改定理由等
タイトル	III 評価の <u>実施体制</u> 及び方法等	III 評価の組織及び方法等	当機構における「大学機関別認証評価_大学評価基準」に準じた修正
2 評価の実施体制 2-1	評価を実施するに当たっては、<u>法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、個別の法科大学院の評価を実施するために、評価対象法科大学院の状況に応じた評価部会を編成する。</u> <u>評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成する。専門委員は、公平性、透明性を確保する観点から、法科大学院を置く大学、法曹三者、関係諸団体から広く推薦を求める。</u>	機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。 （１）法科大学院認証評価委員会 法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。 ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更 イ 評価結果の確定 （２）評価部会及び運営連絡会議等 評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。 評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する。 運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案、評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保に関する調査を行う。 特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。	当機構における「大学機関別認証評価_大学評価基準」に準じた修正 （→評価組織については、「評価実施手引書」に記載）

2－2	<u>評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。</u>	評価委員会、評価部会、運営連絡会議及び専門部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。	当機構における「大学機関別認証評価_大学評価基準」に準じた修正
3－3 (1)	<u>別に定める「自己評価実施要項」に基づき、各法科大学院において作成された自己評価書等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。</u>	各法科大学院の自己評価書を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。	同上
3－4	評価は、<u>評価部会が行う書面調査及び訪問調査により実施する。</u> 書面調査は、<u>別に定める「評価実施手引書」に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む）、及び機構が調査・収集する資料・データ等の分析等により調査を実施する。</u> 訪問調査は、<u>別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。</u> <u>書面調査及び訪問調査を踏まえて、評価部会が評価結果（原案）を取りまとめ、評価結果（原案）は評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめる。</u>	評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。 書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析により実施する。 訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。	同上

以上